

現在お持ちの保険証は 7月31日まで使えます

8月から使用する新しい保険証は、7月中に郵送しますので、現在お持ちの保険証は破棄しないようご注意ください。

※年度途中で75歳になる人や65歳になる退職医療被保険者などは、有効期限が異なる場合があります。この場合、有効期限満了までに新たな保険証を郵送します。

滞納がある人には別途通知します

特別な理由もなく、国民健康保険税を長期にわたって滞納している人は、納付相談と短期被保険者証(有効期間の短い保険証)の更新が必要です。別途更新手続きの案内通知をしますので、市役所で手続

きしてください。

手続きをお忘れなく!

3月・4月は、就職や退職の時期です。保険の加入や脱退などの手続きが必要な人は、届出に必要なものを用意し、早めに問へお越しください。

加入の届出が遅れると国民健康保険税をさかのぼって納めることとなります。また、届出の日までに支払った医療費は、いったん全額自己負担となります(場合によっては、保険給付を受けられることもあります)。

資格がなくなってもかわらず、国民健康保険の保険証を使って医療機関にかかると、国民健康保険で負担した分の医療費を返還することとなります。

■全ての届出に必要なもの

マイナンバー(個人番号)を確認できるもの、窓口に来る人の本人確認書類(運転免許証など)
※別世帯の人が窓口に来る場合は、委任状も必要です。

こんなとき			届出に必要なもの
国保に加入するとき	ほかの市区町村から転入したとき	⇒	転出証明書・印鑑
	ほかの健康保険などを脱退したとき	⇒	健康保険の離脱証明書・印鑑
	生活保護を受けなくなったとき	⇒	保護廃止決定通知書・印鑑
	子どもが生まれたとき	⇒	保険証・印鑑
国保を脱退するとき	ほかの市区町村へ転出したとき	⇒	保険証・印鑑
	ほかの健康保険などに加入したとき	⇒	国保の保険証・加入した健康保険などの保険証・印鑑
	生活保護を受け始めたとき	⇒	保護開始決定通知書・保険証・印鑑
	死亡したとき	⇒	死亡を証明するもの・保険証・印鑑
そのほか	住所・世帯主・氏名などが変わったとき	⇒	保険証・印鑑
	保険証をなくしたり、汚れて使えなくなったとき	⇒	保険証・印鑑

届出は
14日以内に

問 危機管理・防災課(東庁舎)
☎ 71・2311
FAX 72・2000

3月のJアラート訓練
防災行政無線による訓練放送を行います。
日時 27日(水)午後2時頃



平成30年度宝くじ
「コミュニティ助成事業で
資機材を整備しました」
このたび宝くじコミュニティ助成事業を活用し、消防小型動力ポンプを購入しました。今後、火災出動や訓練などで使用させていただきます。
(財)自治総合センターでは宝くじの収益金を財源とするコミュニティ活動への助成を行っています。